

第184回府中市建築審査会

平成29年12月22日開催

平成29年12月22日開催第184回府中市建築審査会に上程された議案について、審議の結果議事録のとおり議決された。

(参考) 審議概要

- 1 日 時 平成29年12月22日(金)午後4時10分~午後4時48分
- 2 場 所 府中市役所北庁舎3階第3会議室
- 3 審議内容
 - (1) 同意議案
第24号議案
建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可[個別許可]
(敷地等と道路の関係)
 - (2) 報告事項
報告第7号
建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可[一括許可]
(敷地等と道路の関係)
- 4 出席委員 会長1名、委員4名
- 5 出席職員 都市整備部長
都市整備部まちづくり担当副参事
建築指導課長
建築指導課 建築主事
建築指導課 審査係長
建築指導課 審査係 技術職員
建築指導課 管理係長
建築指導課 管理係 技術職員
- 6 傍聴人 0名

開 会

午後4時10分

事務局 それでは、定刻でございますので、第184回府中市建築審査会の開催をお願いいたします。

開催にあたりまして、都市整備部長の深美よりご挨拶を申し上げます。

都市整備部長 委員の皆様、こんにちは。本日は師走の大変お忙しい中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日、ご審議をいただきます案件としましては、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく同意議案が1件、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づきます一括許可同意の報告議案が1件の2件でございますが、その後、府中駅南口第一地区が本年7月14日に開業いたしております。その5階、6階に公共の施設がございますので、あわせて地下に駐車場等もございますが、時間がある限り見ていただこうというふうに考えています。両件をよろしくお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、議長、よろしくお願いいたします。なお、本日傍聴人はございません。

議長 それでは、第184回府中市建築審査会を開催いたします。

それでは、これより議題に入ります前に、2点報告させていただきます。

1点目は、本日、委員の過半数の出席がございますので、府中市建築審査会条例第4条第2項の規定により、本会は有効に成立いたしております。

2点目は、府中市建築審査会条例第3条第1項第1号の規定に基づき、建築基準法の規定に基づく同意の求めがありました。これに伴い、特定行政庁より許可申請書の写し一式の送付がありましたので、こちらに用意しております。図面等詳細な事項の確認はこちらでできますので、必要があればお申し出願います。

続きまして、本日の審査会議事録への署名人の指定を行いたいと存じます。

府中市建築審査会条例施行規則第4条第2項に、会長及び会議において定めた委員一名が署名することとなっております。

今回は 委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、日程1(1)の「建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可」

の審査につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

特定行政庁 それでは第24号議案について、ご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は赤の丸で表示し、引き出し線で24と示しておりますが、府中市の 部で、都立 の 側付近です。

3ページをご覧ください。建築計画概要でございますが、申請者は
です。申請の要旨は一戸建ての住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書、敷地は府中市 町 丁目 番 、用途地域は第一種低層住居専用地域です。敷地と道路の関係につきまして、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可申請がなされたものです。建築物の概要につきまして、構造及び階数は、木造、地上2階建て、その他は議案書記載のとおりです。

4ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた敷地です。引き出し線で年度を表示していますが、過去に許可した場所となります。右側は配置図です。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。また、道の延長距離が35メートルを超えるため、道の中心から3メートル後退し、後退した部分を道路状に整備する計画となっております。なお、本申請地は事業認可を受けた都市計画公園である都立公園の区域内となっております。

5ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、側の法第42条第1項第1号道路に接続する現況幅員が4.00から4.16メートル、延長距離が44.09メートルの道です。平成24年度及び今年度に道に関する協定書について、道部分の土地の所有者、地上権または借地権を有する者のうちの過半数の者が書面より承諾し、かつ承諾者の有する道部分の面積が当該道の面積の過半となっております。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真 は法第42条第1項第1号道路と道の接続部を 側から見た状況、写真 は道から法第42条第1項第1号道路を見た状況、写真 は道の途中から 側を見た状況、写真 は申請地 面の道から 側を見た状況、写真 は 側から申請地を見た状況、写真 は申請地 側の通路を 側から見た状況、写真 は申請地 側の道を 側から見た状況、写真 は法第42条第2項道路と道の接続部を 側から見た状況、写真 は法第42条第2項道路と道の接続部を

側から見た状況です。

ここで申請地の 側に位置する白抜きの道状の部分についてご説明いたします。

6 ページをご覧ください。申請地 側に位置する 番 でございますが、こちらは本市が所有・管理する通路となっております。

5 ページにお戻りください。 番 の通路は、写真 をご覧いただくと申請地と 鉄道間に位置しており、写真 をご覧いただくと道の約左半分に位置しております。現在 番 の 鉄道側につきましては、本市と 鉄道で境界を確定しておりません。したがって、道の位置の特定ができないことから 番 につきましては道として黄色の着色をしておりません。

6 ページをご覧ください。公図写です。申請地は黄色で囲まれた部分で、黒枠で示した 番 です。道に関する協定が結ばれた部分は黄色で着色した部分で、関係地 番を赤枠で示しております。また、共有者の一部の承諾が得られていない土地は水色で着色した部分で 番 及び同番 でございます。

7 ページをご覧ください。道の部分の関係地番一覧表です。道部分の土地の不動産登記簿の記載内容と、道に関する協定の承諾の有無を示しております。

協定の承諾が得られていない土地の地番につきましてご説明いたします。

まず 番 の土地所有者のうち1名につきましては、申請代理人が訪問・説明はしたものの道に関する協定については承諾しないとの報告がありました。続いて、

番 の土地所有者のうち2名につきましては、同じく申請代理人が訪問・説明したものの道に関する協定の承諾はしないとの報告があり、他2名につきましては登記簿上の住所に実態がなく、所在が不明であるため承諾が得られないとの報告がありました。

それでは3ページに戻っていただきまして、特定行政庁の意見です。

本申請は、国土交通省令（建築基準法施行規則第10条の2の2）に適合するとともに、建築基準法第43条第1項ただし書に関する個別許可同意基準第1の基準2に適合することから、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるため、次の条件を付して許可したいと考えております。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

条件2、建築物の工事が完了するまでに、敷地内に転回広場又は道の中心から3メートル後退した空地部分を設け、一般の通行の用に供するとともに、アスフ

アルト簡易舗装等により道路状（自動車等が通行可能な状態）に整備し維持管理すること。

以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

議長 説明が終わりましたので、第24号議案について、委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。

委員 7ページの地番一覧表を見る限り、 番 の さんというのは、この青いところに面している土地にお住いの方のようですけれども、この方も建て替え時には、この通路を使わなければいけないというふうに読めますが、そういう理解でよろしいですか。

特定行政庁 ただいま委員からご指摘ありました、7ページの権利者一覧に示します 番 の 様につきましては、4ページの左側の案内図をご覧いただきまして、本申請地より2軒 側に位置します 様となっております。したがって、こちらの 様の建て替えの際には、ご本人で協定を結ぶための同意が必要になるということとなっております。

以上でございます。

委員 同じく 番 のこの4人の方、同じお名前、苗字でいらっしゃるの、恐らくご親族だと思いますけれども、連絡の取れた、この 番に住んでいる方は、ちょっとそれと状況は違いますけれども、やはり接道してない状況にあるという現況という形ですか。

特定行政庁 今、お話ありました7ページの権利者一覧でいいますと、 番 の 様、 様につきましては、こちらの道に接する宅地に住んでございますので、建て替えの際には協定の承諾の同意をする必要があるということでございます。あとのお二方、 様、 様につきましては、こちらにはお住いでないということで、今回の協定の承諾に当たりまして登記上の住所等を訪ねたところ、いらっしゃらないということで、配達証明で書類等送付をしても受取人不在ということで書類が戻って来てしまったという経緯がございます。

以上でございます。

委員 あともう1件。やや悩ましいんですが、当該申請地の 側にあるもう1軒の住宅。案内図ではお名前が入っていないですけれども、この 側隣地は、今のお話の府中市が管理している、所有している通路には接していますが、どうやってもこれは4

メートルが取れない立場になるので、これはこの状態では建て替えはできないと、そういう理解でよろしいですか。

特定行政庁 ただいまご指摘いただきました、本申請地 側に位置する建物につきましては、現在は空き家となっておりますが、委員ご指摘のとおり、本申請の道には接しておらず府中市所有の通路のみに接してございます。したがって、こちらで建て替え等する際には府中市の通路を払い下げするなどして、道に2メートル以上接する形でないと建て替えができないという状況となっております。

以上でございます。

委員 払い下げてもらえば確かに旗ざおに、後付け旗ざおになる。後からさおをつけるという形になるのですね。

議長 これは行き止まりなんですか、ここで。 番 の で白い市有地は行き止まりなんですか。

特定行政庁 5ページの道の現況写真をご覧ください。写真 となつてございまして、こちらが府中市所有の通路となつておりまして、行き止りとなつてございます。この先は畑という形でございます。

以上でございます。

議長 まさに旗ざおになつちゃっている。

委員 あと1件確認なんですか。将来的にここの場所が、今、6ページで青く塗られているところの皆さんが、まあ時間が経つと恐らく皆さんご了解いただける可能性が大であると。さらにその時には6ページの 番 に接している、例えば、 番 、 番 とか といった、こういうようなところも恐らく協定に含めないと、ここのところはみんな建たないから、そういうものに将来的にはなるだろうと。そうなった場合には、ここの部分全体が4メートル以上の幅員は取れそうな感じ、図面からはそういうふうに見えるんですけど、そういう理解でよろしいでしょうか。

特定行政庁 今、ご指摘いただきました6ページの公図写でいいますと、 番 、 、 番 につきましては、現在、5ページの現況写真で見ますと、 番 の写真ですが、道の形態がつくられておりまして、有効な幅員としてはほぼ4メートルでございます。しかしながら、 鉄道と本市での境界が確定しておりませんでして、線路側の道路際が決まってないということでございます。

以上でございます。

委員 今のところについて、この 鉄道と市の境界査定が確定していないということは、それはただども、両者がしようということになれば可能なわけですか。

特定行政庁 こちらの境界の確定の状況につきまして、本市の道路管理部局に確認したところ、現状はまだされていないということで、今後確定する必要が生じた際には確定の作業を進めるということとなっております。したがって、今回この白抜きの道に接している宅地で法43条ただし書許可申請が今後出て来る際には、そこが確定されないと幅4メートル以上確保されているかどうか判断できませんので、道路管理部局と連携して進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

特定行政庁 補足させていただきます。ここの 鉄道と府中市の境界については、恐らくですね、府中市のほうとしては積極的に決めていこうというスタンスはありませんので、何らかの形で 鉄道のほうで確定したい、あるいは 線沿線の、例えば、 線の中を走っている赤道とか法定外公共物全般において、 線全体で法定外公共物の財産の売り払いなりというところでの確定をするということになってくれば確定しなければならぬということになるんですけども、こういう状況ですので、恐らく将来にわたってここを確定するという可能性は、かなり低いというふうに考えております。ですので、今後ここで相談があった際にどうかと。実際に現地に行くと、ここにあるように4.14とか4.36という数値は確認できるんですが、一部線路敷きになっているのかなという感じも取れなくはない状況にありますので、ここはしっかり建築行政だけではなく、この通路を管理している道路部局のほう、それから のほうと調整しながら慎重に進めていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上でございます。

委員 はい。ただ、沿線の敷地を持っている人が家を建てようとした場合、なんとかしていただきと市に要請があれば、市としては動かざるを得ないんじゃないですか。

特定行政庁 原因者負担ということでの境界確定ということになりますので、その確定に当たっての測量費用等を所有者に持っていただかなければならないというのが原則的な考え方になります。ですから、この沿道上で建て替えたい、確定しないと建てられないという話になると、皆さんでお金を出して確定費用を払ってくださいということになるけれども、皆さんとの境を確定するわけじゃなくて、 との境を確定するという話になってきますので、これはちょっと非常に難しい問題かなというふうに考

えております。

委員 ここだけじゃないんでしょうけどね。ほかにも市内には 沿線のところや、そういうところが幾つかあるんでしょうね。

特定行政庁 電鉄では財産処理を長いことやりながら、今も処理の最中ではあります。法定外の赤道が線路を走っていますので、そういうところの付け替えなりというところの協議というのは道路管理部局が、今、電鉄と進めています、についてはまだ状況として把握してございませんが、いずれはやっていかなければならないことではあるというふうには考えております。

以上でございます。

委員 何かお互いウインウインで、鉄道側もそうされたほうが、何かの計画があって、そこは何とか市の協力が必要だというようなものがあれば、ウインウインでお互い課題があるので整理して全体をこの際一緒に解決しましょうという、合意形成がしやすいですね。それまではちょっと動きができないということですかね。

特定行政庁 なかなか難しいかなというふうに認識しております。

議長 白地は のほうにもつながっていますね、広場のところ。ここなんかも境界がはっきりしてないで広場が見えているんだけども。

特定行政庁 補足になりますが、この 番 の筆というのは内務省から府中市が払い下げを受けている土地ですので、赤道ではない。

委員 赤道じゃない。

特定行政庁 はい。もともと有地番で内務省所有で、済みません、農林省から払い下げを受けたというものです。

委員 赤道じゃないといったら何なんだろう。水路でもない。

特定行政庁 有地番です。

委員 市が管理している。

特定行政庁 市が管理しています。

委員 道路部隊が管理していると。

特定行政庁 はい。

委員 そうですか。

議長 番を見ると、木が生えていますよね。

特定行政庁 ただですね、この 番から先というのは、実はこのフェンスがあるところ

は公園になってございまして、道の機能としてはここの車止めのところで終わっていて、あとは草茫茫々という感じです。

議長 空地。

特定行政庁 はい。

委員 鉄道の脇にある、こういった砂利の道。

議長 ここの 番 に接して、間の家が申請が出てきたときにはやっぱりまたひと悶着起きるわけですね。このまま43ただし書でいくからね。

委員 恐らく想定されるのは、側の右上のところは協定は何とか全員とはいかなくても大部分が結ばれて黄色くなったんだけど、でもその側の市が所有している部分については、この幅員が未確定なので身動きが取れないんだけど、実情4メートル以上あるよねという、43ただし書でいくんですか、それともこの際、腹くくってさんと交渉しますかという、そのときですね。でもお金は地元で払ってねということ。

特定行政庁 あとはですね、4メートルあれば北側の2項道路から位置指定を申請者が申請者負担で位置指定を入れていただくという手法もあるのかなと。そうすれば、明確にとの境を当該申請者が確定して位置指定を入れるという形になりますので。

委員 それはいい方法ですね。

委員 申請者は誰になるんですか、番の管理は府中市ですか。

特定行政庁 申請者はどなたでもできますので。

議長 嫌でも区域を確定しなきゃいけないわけ、市とが、申請が出ちゃうと。

特定行政庁 市がというか、そのときは所有者の費用で測量.....。

議長 市は判子を押しなきゃいけないですよ。境界わからないから、どうするの。

20センチ逃げるといったって、境界がわからないから逃げようがないしね。

特定行政庁 そうですね。

委員 境界確定って隣地者、訴訟だとしたら原告適格があるのがその隣地者同士、境界を挟む隣地者同士ということになって、協議も隣地者同士で行われるし、調停もそうなるわけですね。そうするとやっぱり府中との問題になってきて、位置指定の申請って、利害関係人だったら誰でもできるんですか、別に所有とか管理してなくても。

特定行政庁 利害関係者でなくても、利害関係人の承諾が取れば申請者には誰でもな

れます。

委員 ということは、この方たちが府中市の承諾を得て申請すればということになるんですか。

特定行政庁 府中市が承諾するときに、多分その境界の確定をどうするかという話になるんだと思います。

委員 境界が未確定な敷地の上に位置指定を置くのは、やっぱりよくないというか後々のトラブルのもとになるから、位置指定無効ということになって。

議長 それは難しいと思います。既成事実になっちゃうからね。

委員 境界を確定しなければいけないという話になって、そうすると、市は境界を確定する義務が生じると。そのときは市の費用でやると。

委員 そうですよね。承諾しちゃう、だということになりますよね。

委員 ただ、とはいえここを確定しておいたほうが、この地域全体の安全性は高くなるというか、これがループ型にきちんと道が確保できるので、そうすると防災安全性が非常に高まりますわね、ここの部分の。これが確保できればね。

委員 そうですね。防災性の向上から公益性があると。

委員 それをうまくやると、第二広場を拡張できるから。ここも境界が確定できていないから、最後のところの部分を組み込めなくて公園のほうに管理を渡せないんですよ。その部分は逃げてあるから。ここのところが確定できれば、恐らく2.何メートル分公園をふやせる場所。今の状態だと、ここはいろんな意味で不吉というか、防犯上もよろしくないし見通しもよくない。かといって今の状態だと、幸か不幸か今話題になっているところはなぜかL字溝が入っているから相応に管理できているけれども、そもそも何もなくてに近い場所で、こっちもきちんと境界を確定して、そのところきちんとフェンスとか建てて公園に組み込んであげれば、市民が使える広場の面積が実情ふえるので、それを考えると境界を確定しても損はないという道です。

特定行政庁 今のここの件のまちづくり的な側面からお答えいたしますと、まず、この部分というのは都市計画の公園に位置づけられていまして、ちょっと扱いが中途半端なんです。一度事業認可があって、凍結されている場所ございまして、市としてもなかなか手をつけづらい場所ではあります。

それから地歴で申し上げますと、ここは過去農地の関係で引き上げの皆さんがいらっやって、そんな中でいろんな整理を行って、国のほうの土地なども提供されたよ

うな経緯がございますので、この近辺というのは割とこういう部分が多いんですけども、進んでないようなところでございます。

それから今の境界のお話で、先生方も話題にされているところですが、これは現況と恐らくここに示されている図面と違いがある。 鉄道側の主張と、張り付いているお宅が6宅地ありますが、その主張も多分違って、恐らく境界確定に入ったとして調整されるかというのも怪しいところでございます。非常に難度の高い場所ではあるという感覚を持っています。少なくとも、今回もまちづくり的にみると、ループの道路をつくって2方向避難を確保していくというところはなかなか、やっていきたいところではあります。都市的な税金の使い方の中で、どういうものが一番適しているのかと、そういう議論等していく必要がある場所であると捉えております。

以上です。

議長 それとね、この2メートル後退、センターから3メートル後退、転回広場、これいりますかね。

特定行政庁 こちら転回広場の要否につきましては、今年度に法43条ただし書の基準を見直させていただきまして、道の延長が35メートル超える場合につきましては転回広場もしくは道の中心から3メートル後退するという事で基準を明文化してございます。こちらの道につきましては、実態として通り抜けはできますが、4メートルの道の協定の締結というところで言いますと、側の法42条2項道路までは協定締結をしておりませんので、基準で申しますと、中心から3メートルの後退を許可条件として付しているということでございます。

以上でございます。

議長 それって、この市の規制の問題になってくるんだよね。そうすると、この1メートルバックするのは嫌だから、その部分もただし書の道として認めてくれれば通り抜けできるんだからいらないでしょという話が、意地悪で言えばできちゃうよね。その場合に市は、ただし書利用オッケーですという同意を出すかどうか。というのは、抜けてなくてもここは、黄色く今塗ってある部分まであればUターンできるわけですね。ちょっと難しいかもしれないけれど。

特定行政庁 こちらの黄色く着色している部分での車の転回ができるかどうかにつきましては、道路構造令で、車両の幅や転回の最小半径等が決められておりまして、そちらに照らしますと、この黄色の範囲内だけでの転回というのは。

議長 黄色い範囲じゃなくて白い部分を含んで。

特定行政庁 府中市所有の通路を含んでということでございますか。基本的に転回広場としてT字のような形でないと転回は難しく、L字での転回は軽自動車等では可能ではあるというふうに考えてございますが、道路構造令で定められている車両の大きさからいいますとL字での転回はできないというふうに判断しております。

委員 今の話になると、どうしても白いところを使うということになると、どうしてもそれはとの境界を確定しなければならなくなってしまって、今の話を総合すると、はこの白いところは全部のものだと言い出しかねないという、そういう境紛争に近いような状況になってしまうから、となると容易にそれはできないという形。

議長 そうすると、このさっき話題になったこの間の土地が許可申請を出したときに、ただし書でも利用の承諾は得られますかという危なくなってくるわけですね。

委員 そのときには腹くくらないと建て替えられないことになる。

議長 転回広場の問題でないからね。建物が建つかどうかの問題になってくる。

委員 おっしゃるとおりです。これで見ると、問題のある家は2軒しかないの、両側から旗ざおという手もあるように見えますが、残念ながらこの黄色い部分が2メートルないので、これに相応するこの後ろ側も2.66しかないの、そうするとみなしで旗ざおにすることもできない。

議長 遠い先にこの申請が出てくるかどうかの問題だけじゃなくて、このセットバック1メートルの苦情が出たら、そこで何か対応しなきゃいけないですよ。ここは空地を取るという形で申請されていますからいいんですけどね。それではほかに何か。ないようですので、第24号議案につきまして、原案のとおり同意することによってよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

議長 それでは、第24号議案につきまして、原案のとおり同意することといたします。

次に、日程2の報告事項、報告第7号「建築基準法第43条第1項ただし書の規定に基づく許可」の一括許可につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

特定行政庁 それでは報告第7号につきましてご説明させていただきます。

1ページの府中市全図をご覧ください。場所は青の丸で表示し、引き出し線で7と示しておりますが、府中市の 部で、府中市立 中学校の 側付近です。

12ページをご覧ください。申請者は さん、 さんです。申請の要

旨は一戸建て住宅の新築、適用条文は建築基準法第43条第1項ただし書です。その他は建築計画概要書記載のとおりです。適用条項でございますが、建築基準法第43条第1項ただし書の規定に関する一括許可同意基準の基準2に該当し、申請地は道路に有効に接続する地方公共団体から幅員4メートル以上に得られた道路状である公有地等に2メートル以上接しております。許可条件としましては次のとおりです。

条件1、建築物の外壁面から隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とすること。

それでは13ページをご覧ください。案内図及び配置図です。左側の案内図をご覧ください。申請地はほぼ中央、黄色で囲まれた部分です。引き出し線で年度を表示していますが、過去に許可した場所となります。右側の配置図をご覧ください。建築物の外壁面は隣地境界線から0.5メートル以上離して計画しております。

14ページをご覧ください。道の現況図及び写真です。道の現況図に写真の番号及び撮影方向を表示しております。申請地が接する道の現況でございますが、側の法第42条第1項第1号道路に接続する現況幅員4メートル以上の府中市が管理する道でございます。

続きまして、現況写真をご覧ください。写真 は法第42条第1項第1号道路から道を見た状況、写真 は道から法第42条第1項第1号道路を見た状況、写真 は申請地 面の道から 側を見た状況、写真 は申請地 面の道から 側を見た状況、写真 写真は道から申請地を見た状況です。

なお、本申請については平成29年10月10日付で許可しております。

以上で報告第7号の説明を終わります。

議長 報告第7号について説明が終わりましたので、委員の皆様からご質問、ご意見等がございましたらお願いいたします。よろしいですか。

(「なし」の声)

議長 それでは報告第7号につきまして了承することといたします。

これで議題は全て終了しました。その他報告事項、事務局から何かありますか。

事務局 次回の建築審査会の開催日をご案内させていただきます。次回は2月16日金曜日、場所につきましては府中市役所西庁舎3階、第2、第3委員会室、時間につきましては午後3時開始とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長 ほかにないようでしたら、本日の議題は全て終了いたしました。

ただいまをもちまして、第184回府中市建築審査会を閉会いたします。ご苦労さ

までした。

午後4時48分

閉 会